

保健師助産師看護師法施行細則に規定する別に定める様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（平成21年岩手県規則第38号）に規定する別に定める様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 規則の規定により別に定める様式は次の表のとおりとする。

番号	様式の種類	様式	関係条項
1	准看護師免許申請書	様式第1号	第2条
2	准看護師籍（保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍）訂正申請書、准看護師免許証（保健婦免状、助産婦免状、看護婦免状）書換交付申請書	様式第2号	第4条、第6条
3	准看護師籍（保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍）登録抹消申請書	様式第3号	第5条
4	准看護師免許証（保健婦免状、助産婦免状、看護婦免状）再交付申請書	様式第4号	第7条
5	准看護師免許証（保健婦免状、助産婦免状、看護婦免状）返納書	様式第5号	第8条
6	准看護師再教育研修修了登録申請書	様式第6号	第9条
7	准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書	様式第7号	第11条
8	准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書	様式第8号	第12条
9	准看護師再教育研修修了登録証返納書	様式第9号	第12条
10	准看護師試験受験願書	様式第10号	第13条
11	准看護師試験合格証明書交付申請書	様式第11号	第14条
12	助産婦名簿謄本交付申請書	様式第12号	第15条

附 則

- 1 この要綱は、保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（平成21年岩手県規則第38号）の施行の日から施行する。
- 2 この要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。